

私たちこんな活動しています!

リーガル・アクセス・センター運営委員会

副委員長兼嘱託 赤塚 順一郎 (59期) ●Junichirou Akatsuka

1 当委員会の紹介

市民がトラブルに遭遇して弁護士の助力を必要としたときに、その法律相談料や弁護士費用が保険金で賄われる、いわゆる「弁護士費用保険」が、急速に普及しています。日弁連と協定を締結している損害保険会社等の加入者は、日弁連リーガル・アクセス・センター（通称日弁連LAC）と、各単位会のLACを通じて弁護士の紹介を受けられます。

当委員会は、弁護士費用保険制度の信頼を維持し、制度のより一層の普及と適正な運営を確保することを目的として、弁護士紹介名簿の整備、個別事案の報酬審査（あっせん）、弁護士向け研修・広報、協定保険会社等との意見交換など、幅広い活動を行っています。

LACについては、従来、法律相談センター

運営委員会の所管事項でしたが、近時弁護士費用保険の件数の増加に伴い、平成29年4月から新しい委員会として発足しました。そのような経緯に照らし、両委員会の委員を兼務する委員が多く、嘱託2名も同様です。

2 LACの現状

1 取扱件数の増加

日弁連は保険会社数社と協力して、2000年に弁護士費用保険を発足させ、同時に日弁連LACを発足させました。2001年のLACの取扱件数は3件でしたが、その後右肩上がりに増加し、2018年度は3万9087件と、市民の弁護士へのアクセス障害の改善に貢献しています。

2 保険商品の種類の増加

自動車保険の特約（弁護士費用特約）による

交通事故の損害賠償事件に関するものが中心ではありますが、近時は、個人の民事事件や家事事件を対象とするもの、事業者の業務妨害事件を対象とするもの、中小企業の労働問題等を対象とするもの、交通事故の刑事弁護を対象とするものなど、その対象を拡大させています。また、弁護士費用保険のみの単体保険の商品も登場しています。



委員会の様子(2019年12月)

3 当委員会の主な業務

1 名簿の作成

年1回(1月頃)、会員専用サイトにて担当弁護士を募集し、名簿を作成します。現在は、A名簿(交通事故・偶発事故)、B名簿(業務妨害行為対策)、C名簿(中小企業向け)、D名簿(交通刑事)の4つの名簿があります。

2 弁護士報酬の審査

当会LACの紹介案件につき、担当弁護士は、弁護士報酬の金額を算定するに当たり、LAC基準を参照した上で、適切な金額とするよう努めなければならない(LAC規則第15条)とされ、被保険者から事件を受任しようとするときは、受任の範囲及び弁護士報酬の見込額等を記載した所定の書面を当委員会に提出し、弁護士報酬の審査(「あっせん手続」)を受けなければなりません(LAC規則第14条)。これは、弁護士報酬を事前に審査することにより、報酬の適正とLAC制度の信頼を確保することを目的としています。当委員会発足前は、事後審査を行っていましたが、特に時間制報酬をめぐって、不適当な請求も散見され、事後審査では報酬請求の適正を確保できないこと、本来毎月執務内容報告書を提出すべきところ、事件終結時にまとめて報告する例が少なからずあり、協定保険会社からクレームが発生したこと等を理由に事前審査に改めたという経緯があります。

事前審査については、会員の皆様から煩雑であるのご指摘もありますが、以上のような事情から、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

他方で、着手金・報酬金制については、比較的軽微な交通人身損害事件において、自賠責分を経済的利益から控除して手数料扱いにすることにより、弁護士報酬が低くなりすぎるのではないかという批判は全国的に多いところであり、これについては最低報酬金の導入を含め、今後取り組むべき課題であると考えております。

3 クレーム対応

保険会社や顧客からのクレームについては、

日弁連LACを通じて、各単位会に連絡が入ります。クレームが入った場合は、理事者や当委員会で協議して、直ちに担当弁護士や協定保険会社等に連絡し、対応することになっています。クレームで比較的多いのは、依頼者が担当弁護士と連絡が取りづらいなどの依頼者対応に関するものです。

4 新規の保険商品の対応

新規の保険商品については、日弁連LACが各保険会社と交渉して商品化を進めているため、日弁連LACとの連携が重要です。当委員会でも毎月1回の日弁連LAC全体会に委員を派遣し、また、2か月に1回程度東京三会のLAC協議会を実施して、適宜情報収集に努めています。準備を進めたものの、商品化には至らず、徒労に終わるケースもあります。他方で、保険商品は発売前には公表できないという特殊性があるため、短期間で実施のための諸規則等を制定しなければならず、当会内での時間的余裕がないなどの問題も発生しており、機動的な制定手続が今後の課題です。

5 協定保険会社との意見交換

毎年1回以上、東京三会と共催で協定保険会社のサービスセンター等の担当者と意見交換を行っています。昨年11月に4回目の意見交換会が開催されましたが、時間制報酬の請求の仕方や、着手金・報酬金制における最低報酬金導入の可否、その他現場でのクレーム等について積極的に意見交換をしました。

4 結び

弁護士費用保険は、市民の法的アクセスに役立つインフラであるとともに、今後の弁護士の業務拡大に結びつく、成長が期待される制度です。ご興味のある方は是非当委員会にご参加ください。

当委員会の活動に興味のある方は、
法律相談課(03-3581-2250)まで御連絡ください。